

令和6年度 第3回 東松山市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時	令和7年2月7日(金)		開 会	午後1時30分		
			閉 会	午後2時30分		
開催場所	東松山市総合会館 304会議室					
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 報告事項 (1) 令和6年度東松山市国民健康保険特別会計補正予算(案)について (2) 令和7年度東松山市国民健康保険特別会計当初予算(案)について (3) その他 4 その他 5 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		0 人	
委 員	会 長	島田 安三	出席	委 員	盧 勇	出席
	副会長	林 正治	出席	委 員	新井 稔明	出席
	委 員	椎名 和昭	欠席	委 員	大塚 幟	欠席
	委 員	上 萬里子	出席	委 員	井上 辰憲	出席
	委 員	横田美代子	出席	委 員	笛木 久子	出席
	委 員	倉本美奈子	出席	委 員	矢萩 義則	欠席
	委 員	澤田 勘孝	出席	委 員	風間 千草	欠席
	委 員	須田 清美	出席			
事 務 局	健康福祉部長 田嶋 靖洋		健康福祉部次長 山口 勉			
	保険年金課長 柴崎 恭史		保険年金課副課長 小見 慶治			
	保険年金課主査 真鍋 修章		収税課長 長谷川宣子			

次 第	顛 末
1 開 会	<p>— 事務局開会宣言 —</p> <p>(本日の出席委員数は 11 名、東松山市国民健康保険に関する規則第 5 条第 3 項の規定による定足数に達しているため、会議が成立したことを報告)</p>
2 あいさつ	<p>— 島田会長あいさつ —</p>
3 議 事	<p>小見副課長 本協議会の会議は、東松山市国民健康保険に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、会長が議長となることとされておりますので、以降の進行につきましては、島田会長にお願いいたします。</p> <p>島田会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 (会議録の署名委員について、澤田委員と盧委員を指名) (会議は公開するものとし、傍聴申込みの有無を事務局に確認)</p> <p>小見副課長 傍聴希望者はありません。</p> <p>島田会長 それでは、議事に入ります。 報告事項(1)について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>小見副課長 — 資料 1 について説明 —</p> <p>島田会長 説明が終わりました。御質問、御意見のある方は、ご発言願います。</p> <p>林副会長 歳入予算の一般会計繰入金について、補正理由は全て「繰入金額の確定に伴い、減額補正するもの。」とのことですが、どのような要因で繰入金額が当初の見込みより減額となったのでしょうか。</p> <p>柴崎課長 一般会計繰入金のうち、2 ページの保険基盤安定繰入金から 3 ページの産前産後保険料繰入金までは、低所得者や未就学児、出産をした被保険者に対して保険税を軽減した分について、国や県の負担金を財源の一部として、市の一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。 令和 6 年度当初予算の積算においては、令和 5 年度の軽減実績に基づき、令和 6 年度も同じ程度の人数が軽減対象となることを想定して繰入額を計上しましたが、被保険者全体の人数の減少と連動して、令和 6 年度に軽減対象となった人数も減少となり、繰入金額が当初予算額よりも少なく</p>

	<p>て済むこととなったため、予算額を減額補正するものです。</p> <p>なお、産前産後保険料繰入金は、新しい制度で、令和6年度当初予算の積算時には実績がなかったため、予算額に余裕を持たせていたという経緯があります。</p> <p>続いて、財政安定化支援事業繰入金については、被保険者全体に対して60歳以上の被保険者がどの位の割合を占めるかという点に着目し、高齢の被保険者が多い保険者に対して、国から交付される地方交付税を財源として、市の一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。こちらは、令和6年度当初予算の積算の段階では交付税の算定額の予測が難しいことから、一般会計の歳出予算に不足が生じないよう、令和5年度実績の1.25倍を計上しておりましたが、実際には前年度並みの交付税となったため、実際の繰入金額に合わせて、減額補正するものです。</p>
島田会長	<p>ほかに、御質問、御意見はございますか。</p> <p>— なし —</p>
	<p>ないようでしたら、報告事項ですので、内容について御了承いただき、次に移らせていただきます。</p> <p>報告事項(2)について、事務局より説明をお願いします。</p>
小見副課長	<p>— 資料2について説明 —</p>
島田会長	<p>説明が終わりました。御質問、御意見のある方は、ご発言願います。</p>
林副会長	<p>意見として述べさせていただきますが、令和7年度の予算においては、保険税率の改定が論点になると思います。被保険者にとっても保険税負担が重荷になると思われます。一部の機関紙では、今でも高い保険税なのに更に増額となることの状況を強調し、医療保険の本質、制度そのものに目を向けていないように思われます。</p> <p>2015年の法改正により2018年から進められている新しい国民健康保険の制度について、「どうして変えざるを得なくなったのか。変えなければ、この先、保険制度がどのようなになるのか。」「今までの制度と異なる点は何か。」「今後、県が行うこと、市町村が行うことは何か。」といった内容について、保険税率の変更と併せて被保険者に周知するということが納税を</p>

	<p>促進するための一つのきっかけになるのではと思います。ただ単に税率が上がったことを取り上げるのではなく、「国民健康保険制度の将来を見据えて、こうした改革を行ってきた。それにより、県内統一で保険税を負担していくことになる。そのことに向けた変動が出てきている。」といった点を説明していくことが求められていると考えます。</p> <p>続いて質問ですが、一般的に、モデルケースにおける保険税の試算額が取り上げられることがあります。例えば、一部の機関紙では、「40歳未満・単身の給与収入世帯」「40歳から64歳の働き盛りの世帯」「65歳以上の年金収入世帯」といった区分で紹介していますが、東松山市国民健康保険の被保険者全体について、年代構成や男女比、どのくらいの収入の世帯がどの程度を占めているかといった目安が分かれば教えてください。</p>
柴崎課長	<p>年代構成については、5歳刻みで区分した場合、一番多いのは70歳から74歳までの年代で全体の29.5%、次いで多いのは65歳から69歳までで18.7%、以上で全体の48%を占めています。次いで60歳から64歳までで9%、以上で全体の過半数となります。55歳から59歳までは5.3%となり、それより下の年代は概ね同様の比率が続きます。若い世代となりますと、15歳から19歳までは2.5%、10歳から14歳までは1.8%、5歳から9歳までは1.4%、0歳から4歳までは1.3%といった比率となっています。</p> <p>なお、収入別の構成割合については、税額の算定上、収入ではなく所得で把握しているため、所得ベースでお答えいたします。世帯単位での割合となりますが、世帯所得100万円未満が全体の54%、100万円以上200万円未満が23%、200万円以上300万円未満が12%、ここまでの合計が89%となるため、ほとんどの世帯が300万円未満で、300万円以上の世帯は1割程度ということになります。</p> <p>男女比は、男性49.5%、女性50.5%と概ね半々の構成比となります。</p> <p>また、世帯構成は、単身世帯66%、2人世帯27%、3人世帯5%、4人以上世帯2%という状況で、7割近くが単身世帯という構成比となります。</p>
林副会長	<p>全体として、所得の少ない人、年齢の高い人、単身の人が多い印象です。そうした方々の税額が上がるということは、非常にシビアなことですので、やはり理由を丁寧に説明していくことが必要だと思います。</p> <p>続いて質問ですが、令和6年度補正予算では、一般会計繰入金が多くが減額補正となっていました。令和7年度当初予算では、産前産後保険料繰入金を除いて、令和6年度当初予算と同額又は増額となっています。</p>

	<p>その理由を教えてください。</p>
柴崎課長	<p>3 ページの一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金と未就学児均等割保険料繰入金は、保険税の軽減実績に応じて繰入額を算定するもので、令和7年度から均等割額が増額となることに伴い、軽減額も増額となることから、令和6年度に比べて予算額が増額となっています。同じ理由で、産前産後保険料繰入金も本来ならば増額となるところですが、この制度は令和6年1月から開始され、令和6年度当初予算の積算時は参考となる実績がなかったため、予算額に余裕を持たせていたという経緯があります。令和7年度当初予算では、令和6年度の実績を参考に積算することができたことから、結果として、令和6年度当初予算よりも減額となっています。出産育児一時金繰入金については、税額とは関係なく、年度内の出産見込件数を基に算出しており、令和6年度当初予算の積算と同じ50件の出産件数を見込んでいるため、同額となっています。事務費繰入金については、印刷製本費や郵便料のコストアップに伴う事務経費の上昇などの影響で増額となっています。財政安定化支援事業繰入金については、被保険者に占める高齢者の割合に応じて繰り入れるものですが、被保険者の年齢構成が大きく変わる見込みはないことから、令和6年度当初予算と概ね同額を計上しています。</p>
島田会長	<p>2 ページの右枠内に参考として記載されている基準総所得額について、令和7年度は令和6年度比で7.2%増となっていますが、その理由を教えてください。</p>
柴崎課長	<p>この数値は、被保険者1人あたりの所得見込額を基に算出しています。令和6年度当初予算の積算時には、1人あたり70万5千円程度の所得を見込んでいました。令和7年度当初予算では、1人あたり78万2千円程度の所得を見込んでいます。約1割の増ではありますが、令和7年度当初予算の積算時には、令和6年度の1人あたりの所得額がある程度まで判明していて、75万2千円程度という実際の数値を把握できていたことから、そこから更に3~5%の増はあり得るものとして見込んだ数値となっています。</p>
島田会長	<p>ほかに、御質問、御意見はございますか。</p>

	<p>— なし —</p> <p>ないようでしたら、報告事項ですので、内容について御了承いただき、次に移らせていただきます。</p> <p>報告事項(3)について、事務局より説明をお願いします。</p>
柴崎課長	— 資料3について説明 —
島田会長	説明が終わりました。御質問、御意見のある方は、ご発言願います。
林副会長	<p>前回の会議で示された市町村標準保険税率の推計値と、令和7年度市町村標準保険税率の算定結果を踏まえて今回改めて示された推計値を比較すると、均等割額は概ね前回の推計どおりですが、所得割率は前回の推計値よりも下がっています。これは、後期高齢者支援金分や介護納付金分が影響しているのでしょうか。</p>
柴崎課長	<p>お見込みのとおりでして、令和7年度市町村標準保険税率の所得割率について、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のそれぞれの算定結果を合計すると12.47%で、前回の会議でお示しした各推計値の合計を下回りますが、内訳を見ると、医療給付費分は前回の推計値より上がっていて、後期高齢者支援金分と介護納付金分は推計値より下がっています。</p> <p>後期高齢者支援金分が推計値を下回った要因としましては、令和5年度の後期高齢者医療制度における医療給付費の実績額が当初見込んだ概算額を下回ったことで生じた精算額を、令和7年度の後期高齢者支援金から減算したことで、1人当たりの後期高齢者支援金額が減少したということが挙げられます。</p> <p>介護納付金分の要因についても、市町村国保の加入者が納付すべき介護保険料の令和5年度実績が当初見込んだ概算額を下回ったことで生じた精算額を、令和7年度の介護納付金額から減算したことで、1人当たりの介護納付金額が減少したことが要因として挙げられます。</p>
島田会長	来年度は、特に均等割額が増額となりますが、改定後は市全体の所得割と均等割の賦課割合は50：50に近づくのでしょうか。

